答弁第一一三号

内閣衆質二一二第一一三号

令和五年十二月十九日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆 議院議長 額 賀 福 志 郎 殿

衆議院議員大河原まさこ君提出荒川河川区域における治水工事と環境保全に関する質問に対し、 別紙答弁

書を送付する。

衆議院議員大河原まさこ君提出荒川河川区域における治水工事と環境保全に関する質問に対する答弁

書

一について

以下 するおそれがあることから、 生息し、 のように の管轄地域における自然環境の状況等を総合的に勘案して、 いについては、 前段のお尋ねについては、仮に、 「情報公開法」という。) 又は生育する具体的な場所や当該動植物の生息数等が明らかとなり、 「他事例との比較において、」「その明確 各地 $\overline{\mathcal{O}}$ 河川 事 行政機関の保有する情報の公開に関する法律 務所等において、こうした情報公開法上の位置付けを踏まえつつ、それぞれ 第五条第六号の不開 御指摘の 「希少動植物」に関する情報が流出した場合、 な判断基準の要件」 示情報に該当すると考えているところ、 個別に判断するものであることから、 を 一 (平成十一年法律第四十二号。 概にお示しすることは困難 当該動 植 物の 当該情報 乱獲等を誘 当該動植物が 御指 報 \mathcal{O} 扱 で 摘

という。) 後段 0 お尋ねについては、 は、 御指摘の 「荒川上流環境保全連絡会」 国土交通省関東地方整備局荒川上流河川 の運用において、 事務所 先に述べたような状況等を総合的 (以 下 「荒川上流河川 事 務所 ある。

に勘案した結果、情報の扱いについて一定の制約を設けている。

二の1について

配慮、 お、 保全を図るため、 る有識者であり、 \mathcal{O} ついては、 (平成二十八年三月国土交通省関東地方整備 御指摘 「選任) 実施に当たっては、 多自然川づくりを行い、 \mathcal{O} した理由」 河川法 「オオタカ専門家」については、 河 か 昭 については、 ΪĹ つ、 の状況に応じ、 (和三十九年法律第百六十七号) 河 必要に応じて学識経験者等の意見を聴き、 川 \mathcal{O} 整備等についても知見を有すると考えたためである。 両氏 地 域 水質、 は、 \hat{O} 計 鳥類をはじめとする野生生物の保護に関する専門的 画やニーズを踏まえ自然と調和 局策定。 葉山嘉一氏及び栁澤紀夫氏を指すものと思われるが、 動 植物 \mathcal{O} 生息 令和一 第十六条の二の規定に基づく荒川水系河 一年九月改定) 生育 繁殖環境、 • にお ライフサ を図 景観、 いて、 った整備 1 お尋ね ケ 河 河河 ル と保全を行う。 Ш 利 ΪĹ コ 環境 ス 用 \mathcal{O} 等に 1 Ш 知見を有す 根 整備 \dot{O} \mathcal{O} お尋ね 整 縮 つい 拠 備 計 減 . T に な に 画

関係法令等に基づき、

これまで、

謝金及び旅費として、

葉山嘉一氏に対しては九万五千五百三十八円、

栁

努める」

としていることを踏まえ、

両氏をアドバイザーとして選任したものである。

お

尋

ね

 \mathcal{O}

「公金支出

 \mathcal{O}

詳

細

につい

、ては、

国家公務員等の旅費に関する法律

(昭

(和二十五年法律第百十四号)

をはじめとした

野生生物の保護等の観点から意見を述べていただくというものである。 事務所が実施する工事の設計、 澤紀夫氏に対しては七万六千三十八円を支払っている。 施工や施設の維持管理等について、 お尋ねの 「委嘱内容」については、荒川上流河川 御指摘の 「オオタカ」をはじめとする

一の2について

ると考えられること等から、 御指摘 \mathcal{O} 「資料と議事録」 については、 お尋ねのように「公表すべき」とは考えていない。 情報公開法第五条第六号の不開示情報に該当するものも含まれ

一の3について

流 五. 的に意味するところが必ずしも明らかではないが、 地視察は行っていない」と明確に回答した事実はな 河川 月二十日から御指摘の 荒川上流 事 務所は、 河川 、事務所は、 有識者とともに同年二月二十一日及び同年七月二十日に現地視察を行 「第三十一回連絡会」 御指摘の 「第三十一回連絡会において、 の開催日である令和五年八月三十一日までの間 二の2で御指摘 V) なお、 御指摘の オオタカ繁殖放棄以降は学識者との現 \mathcal{O} 「現地! 「オオタカ繁殖放棄以降」 視察」 の翌日である令 に、 荒川上 の具体 和 兀

また、

お尋ねの「今年度における現地調査の実施状況」

は、

荒川上流河川事務所は、

有識者とともに同

日及び同年十一月九日に現地視察を行った。 お尋ねの「今後の予定」については、現時点で未定である。

二の4について

たこと」及び「これらの環境破壊」 御指摘の 「国や県のオオタカ保護指針に明確に抵触する工事の実施により、 の意味するところが明らかではないため、 オオタカ繁殖地の消失を招 お尋ねについてお答えす

二の5について

ることは困難である。

いては、 オタカ繁殖地」にお 御指摘 その時々の状況に応じて判断するものであることから、 \mathcal{O} 同 [様な手法] いて、 治水事業を実施するに当たり、 の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、 どのような有識者から助言を受けるの 現時点でお答えすることは困難である。 今後、 御指摘の か等につ 「才

三について

 \mathcal{O}

「越辺川ビオトープ」における河道掘削等については、

治水上必要な工事として緊急的に実施したもの

お 尋ね \mathcal{O} 樹林伐採工事を進めたのか」については、 「なぜ連絡会の場でビオトープの維持保全と河道掘削工事の内容を説明せず、 令和 元年台風第十九号による被害を受けて、 協議を全く行う 御指 摘

行わ また、 府としての今後の進め方に関する基本的な見解」については、 であることから、 トープ再生に向けた議論に対応しないのか」については、今後、 「越辺川ビオトープ」 れる地域に生息し、 御指 摘の 「これらの課題」 当該河道掘削等の完了後に御指摘の「連絡会」 の再生に向けた工事に関する情報の提供や意見の交換を行うことを予定してい 又は生育する動植物に対する影響に係る配慮及び当該地域における自然環境との の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、 治水事業の実施に当たっては、 御指摘の に報告したものである。 「連絡会」において、 お尋ねの お 尋 当該 御指 ね 「ビオ 事 \mathcal{O} 業が 摘 「政

四について

調

和

が

図

られるよう、

努めてまいりたい。

談会」 ħ 又はどの機関が行っていたのか」 見を踏まえ、 なか お 尋 にお ね 0 たの \mathcal{O} 1 「なぜ令和二年八月の第二回以降これまで、 当該 か て、 御指 事 については、 業の内 摘 0 容を一 「荒川第二・三調節 これまで二回にわたり開催 部見直, については、 す等、 国土交通省関東地方整備局荒川 池 十分に議 に係る事 論が 同環境保全懇談会は三年半にわたり一 L なされたためである。 業に関する意見の交換等を行 た御指摘 0 「荒川第二・三調節 調節池工事事務所にお また、 お 尋 V) 池 出され 環境 度も開 ね \mathcal{O} 保全懇 誰 いて た意 催 が さ